

報告事項

# 令和8年度 三田市都市計画審議会予定案件について

令和8年5月18日

三田市都市計画審議会

令和8年度  
第1回三田市都市計画審議会

令和8年5月18日（月）  
三田市都市整備部都市デザイン課

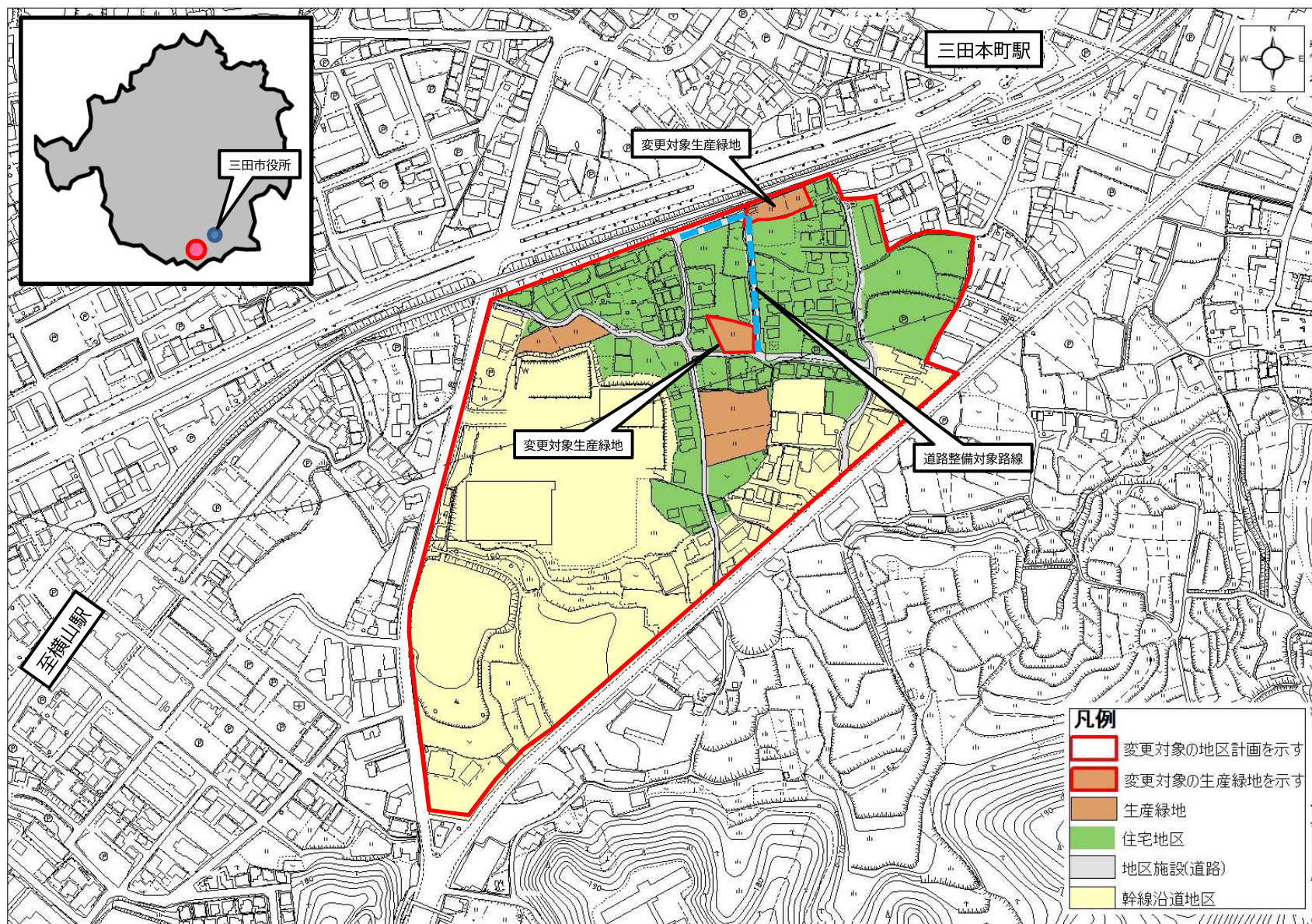
報告事項

令和8年度 三田市都市計画審議会予定案件について

## 令和8年度 三田市都市計画審議会予定案件 一覧

案件番号	案件名称	都市計画案件	決定権者	概要
①	阪神間都市計画地区計画 (対中町地区地区計画)の変更	都市計画 (地区計画)	市	当該地区計画内の地区施設である道路の詳細設計の結果、線形等に変更が生じた事による変更
②	対中町内生産緑地地区 の変更	都市計画 (生産緑地地区)	市	対中町地区地区計画内の地区施設(道路)工事着手に伴う当該面積の変更
③	市街化調整区域土地利用 計画の変更申出	土地利用計画	市	三田市藍本の日出坂区の土地所有者等による当該申出に関する意見聴取
④	用途地域の一斉見直し	都市計画	県・市	兵庫県及び当市の見直し方針に関する報告

- ① 阪神間都市計画地区計画(対中町地区地区計画)の変更
- ② 対中町内生産緑地地区の変更( ----- 道路整備対象路線を示す)



- ① 阪神間都市計画地区計画(対中町地区地区計画)の変更
- ② 対中町内生産緑地地区の変更

《手続きの流れ》

地元説明（7月初旬予定）、県事前協議



三田市都市計画審議会へ事前説明



県本協議、案の縦覧・意見募集



生産緑地法第8条第4項による通知（※ 生産緑地地区の変更のみ）

三田市都市計画審議会へ諮問・答申



都市計画変更決定、告示・県報告・縦覧

### ③ 市街化調整区域土地利用計画の変更申出

#### <市街化調整区域土地利用計画とは>

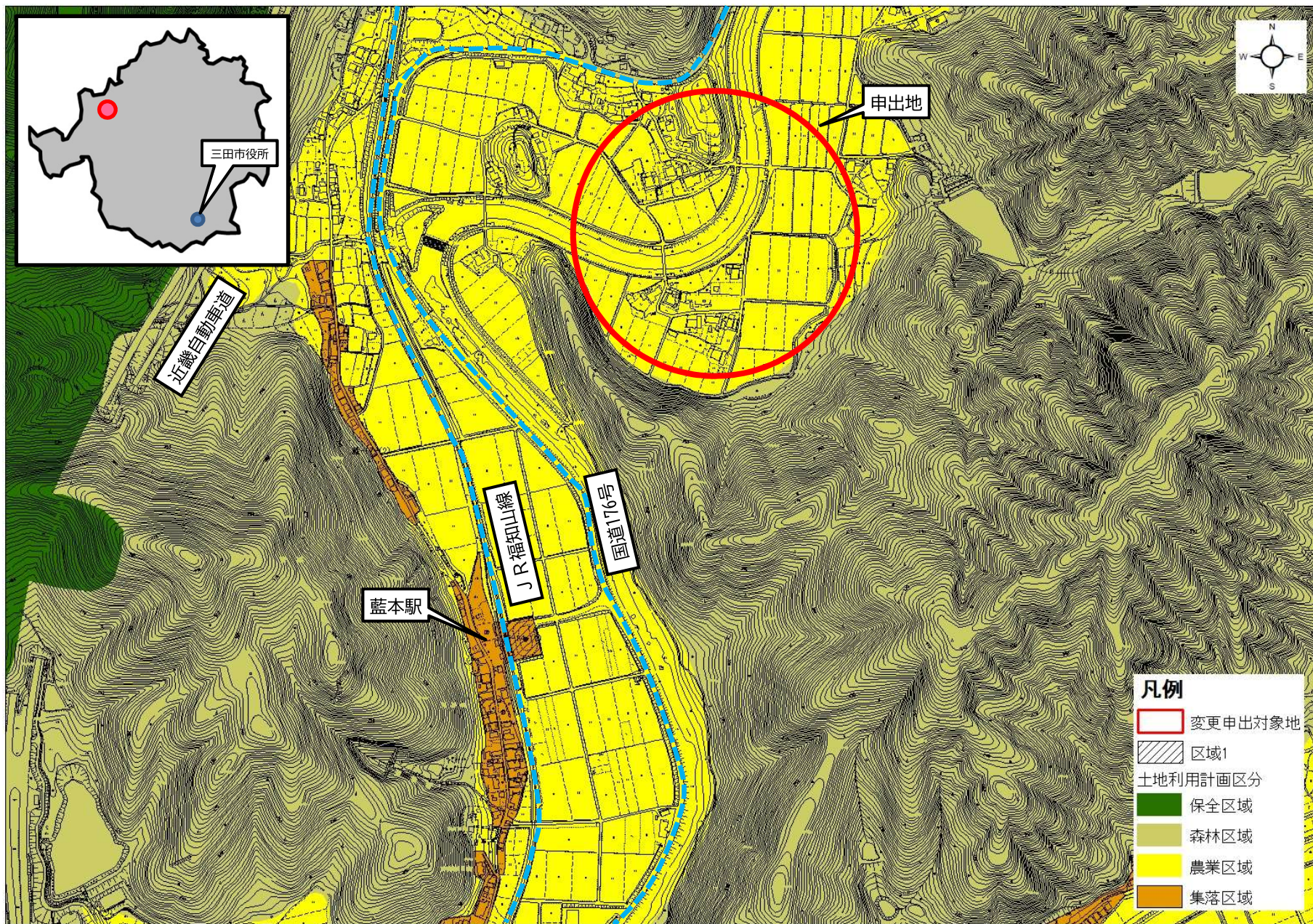
良好な都市環境の確保及び農業生産等市街化調整区域の多様な機能の維持のため、その地域が持つ特性に応じて、農業の振興及び地域活力の維持等を適切に調整するための計画である。

#### <土地利用計画の変更申出>

近年の人口及び世帯数減少の中、本来持ち合わせている市街化調整区域の多様な機能が低下してきている。

地域特性に応じた良好な居住環境を創出するため、**住民提案**により、地域の特性・実情に合わせ、一定条件のもと、新たに生活利便施設や社会福祉施設が立地可能な集落区域、地縁者が育ち、住み慣れた地域に居住するための住宅等が立地可能な区域1(条例指定区域)を設定できることとしたものである。

### ③ 市街化調整区域土地利用計画の変更申出 予定地



### ③ 市街化調整区域土地利用計画の変更申出

《手続きの流れ》

土地の所有者等により当市へ変更申出書の提出

三田市都市計画審議会へ意見聴取



当市により当該申出の承認・通知・説明会等

#### ④ 用途地域の一斉見直し

##### 《見直し方針》

都市の機能性、都市生活の安全性、利便性及び快適性等の増進を目的とし、社会経済情勢の変化や土地利用の現況と動向に対応しつつ、中長期的に目指すべき市街地の形成を誘導し、合理的で調和のとれた土地利用の実現を図る。

##### 《手続きの流れ》

兵庫県の見直し方針の通知

三田市都市計画審議会へ県の見直し方針の報告



三田市都市計画審議会へ市の見直し方針（案）の報告



市の見直し方針の公表・意見募集



三田市都市計画審議会へ意見募集等の結果報告